は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、１の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。

第２　番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（２以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。

第３　ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。

［１～３　略］

４　利用者の端末設備等が固定電話番号の示す地理的識別地域の外で使用されないための技術的措置を講ずること。

５　［略］

６　１から５までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

７　ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間において、１から６までに関する取決めを行うこと。

第４　［略］

［新設］

第２　ワイヤレス固定電話を提供する者が自ら指定を受けて固定電話番号を使用するための条件は、次のとおりとする。

［１～３　同左］

［新設］

４　［同左］

５　１から４までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

６　ワイヤレス固定電話を提供するために利用する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者との間において、１から５までに関する取決めを行うこと。

第３　［同左］